

令和2年2月20日

渋川市議会議長 石 倉 一 夫 様

歴史的価値のある硯石の掘り起こしに
関する特別委員会

委員長 田 邊 寛 治

特別委員会審査報告書

本特別委員会に付託の事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 付託事件

- (1) 渋川市北橘町地内にある歴史的価値のある硯石の掘り起こしに関する事項
- (2) 行政事務及び許可手続きにおける事項
- (3) その他

2 特別委員会の設置

- (1) 設置の決議 令和元年9月26日
- (2) 委員会の定数 8人
- (3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	田 邊 寛 治		
副委員長	角 田 喜 和		
委 員	田 中 猛 夫	池 田 祐 輔	細 谷 浩
	山 崎 正 男	安カ川 信 之	茂 木 弘 伸

3 調査の経過及び結果

硯石の掘り起こしに関する許可手続き及び掘り起こしの経緯について市議会として調査が必要なため、令和元年9月26日渋川市議会定例会において、議員8人で構成する歴史的価値のある硯石の掘り起こしに関する特別委員会が設置された。

委員長には田邊寛治委員、副委員長には角田喜和委員が選任された。以来、本委員会は、16回にわたり審査、協議等を重ねてきた。

主な会議内容は次のとおりである。

(1) 主な会議内容

回 数	年 月 日	概 要
第1回	令和元年9月26日 (午後2時29分～2時35分)	山崎委員が臨時委員長を務め、正副委員長の互選を行い、委員長に田邊委員、副委員長に角田委員を選出した。
第2回	令和元年10月7日 (午前9時59分～11時32分)	現地視察を実施し、今後の委員会の進め方について協議した。
第3回	令和元年10月16日 (午前10時～11時40分)	説明員として藤川総務部長、西脇総務課長が出席、「渋川市行政事務執行の適正化に関する調査委員会」についての説明を受ける。また、参考人候補者等へ聴取する内容についてを議決した。
第4回	令和元年10月24日 (午前10時～11時25分)	説明員として島田文化財保護課長、須田資産経営課長が出席、説明を受ける。
第5回	令和元年10月31日 (午前10時～11時50分)	説明員として町田総合政策部長、田村議会事務局主任行政専門員が出席、説明を受ける。
第6回	令和元年11月7日 (午前9時58分～11時16分)	参考人として■■■■氏と委員外議員として田村議員が出席、説明を受ける。
第7回	令和元年11月14日 (午前10時～11時45分)	委員外議員として望月議員、説明員として藤川総務部長兼選挙管理委員会書記長、須田資産経営課長が出席、説明を受ける。

回 数	年 月 日	概 要
第 8 回	令和元年11月22日 (午前10時～10時57分)	これまでの会議録を確認し、今後の特別委員会としての取りまとめ方、報告等の仕方について協議をし、質問した項目の整理をして、報告書に必要な事項を整えていくこととした。また、新聞報道に掲載された高木市長のコメントと望月議員との見解が違うので、高木市長の見解について文書での回答を依頼することを決めた。
第 9 回	令和元年11月27日 (午前10時～10時41分)	11月25日に石倉議長、山内副議長、田邊委員長、角田副委員長が、高木市長に面会し、市長の見解について文書回答を依頼。それに対し、高木市長から、文書回答ではなく特別委員会に説明員として出席したいとの回答を得たことから、対応について協議した。前回の委員会で文書での回答を依頼することで議決しているので、まずは文書での回答を依頼することとした。
第10回	令和元年11月29日 (午前10時～10時56分)	前回の委員会での決定を受け、改めて石倉議長、田邊委員長、角田副委員長が、高木市長に面会し、市長への質問事項を文書で提出。それに対し、高木市長から特別委員会に出席をして、自分の考えを述べたいとの回答を得たことから、説明員として高木市長が出席、説明を受ける。
第11回	令和元年12月11日 (午前11時14分～11時24分)	前回までの会議録を委員に配布。委員がそれぞれ確認をして次回から特別委員会の審査報告書の検討をすることとした。
第12回	令和 2 年 1 月16日 (午前10時～11時01分)	特別委員会の審査報告書について検討を行った。

回 数	年 月 日	概 要
第13回	令和2年1月23日 (午前10時～12時)	特別委員会の審査報告書について検討を行った。
第14回	令和2年1月31日 (午前10時～11時45分)	特別委員会の審査報告書について検討を行った。
第15回	令和2年2月13日 (午前10時～11時27分)	特別委員会の審査報告書について検討を行った。
第16回	令和2年2月20日 (午前11時16分～11時41分)	特別委員会の審査報告書について検討を行い、報告書(案)を全会一致で議決した。また、特別委員会に付託された事件が全て議了したことを確認した。

(2) 執行機関等からの説明員、委員外議員、参考人として出席を求めた者
ア 執行機関等からの説明員

年 月 日	出 席 者
令和元年10月16日	行政事務執行の適正化に関する調査委員会 委員長(総務部長) 藤 川 正 彦
	行政事務執行の適正化に関する調査委員会 委員(総務課長) 西 脇 正 悟
令和元年10月24日	教育部文化財保護課 課長 島 田 志 野
	総合政策部資産経営課 課長 須 田 茂 之
令和元年10月31日	総合政策部 部長(前教育部長) 町 田 修 一
	議会事務局 主任行政専門員 田 村 広 士

年 月 日	出 席 者
令和元年11月14日	総合政策部資産経営課 課長 須 田 茂 之
	総務部 部長兼選挙管理委員会書記長 藤 川 正 彦
令和元年11月29日	渋川市長 高 木 勉

イ 委員外議員として出席を求めた者

年 月 日	出 席 者
令和元年11月 7 日	田 村 な つ 江 議員
令和元年11月14日	望 月 昭 治 議員

ウ 参考人として出席を求めた者

年 月 日	出 席 者
令和元年11月 7 日	

4 資料

- (1) 各新聞に掲載された内容
- (2) 渋川市長定例記者会見資料
(行政事務執行の適正化に関する調査委員会関係)
- (3) 渋川市行政事務執行の適正化に関する調査委員会意見書
(不適切な行政事務執行手続きの再発防止に関する意見書)
- (4) 渋川市行政事務執行の適正化に関する調査委員会会議録及び会議資料
- (5) 硯石の伝説とは（北橋村誌の抜粋）
- (6) 渋川市財務規則及び渋川市行政情報等取扱規則

5 調査の内容と聞き取り結果

(1) 硯石とは何か。その文化的価値について

島田文化財保護課長は、「北橘村の時代からあの場所があり、親鸞上人の伝説の残る石である。文化財の指定はしておらず、指定に値するものではないというのが文化財保護課の判断である。村の時代には地元で草刈り等をし、要望もあり案内板を立てた。」と説明した。

町田総合政策部長は、「地域に昔から親しまれ、愛されてきたという認識、文化財保護課から文化財指定はしていないというのは聞いていたので、価値的なものは認知されていないと認識している。」と説明した。

〇〇〇〇〇〇は、「うちではそんなに関わっていない。歴史的価値と書いてあるけれども、市が今までここをどんなふうに扱ってきたか。村の時代から草だらけになっていた。地元では、あんなに草だらけにしておいてよく言えると言っている。」と説明した。

(2) 硯石を掘り起こすことになった目的

望月議員は、「近所に住む友人との話で、元々石は道路より高いところにあった。平らなところに出ればいいというので、それならちょうど重機を持っているから上に出して、みんなが見られるようにしようということになった。」と説明した。

(3) 硯石を掘り起こすことになった経緯

田村議会事務局主任行政専門員は、「平成30年の4月頃、望月議員から道路の下段に草で覆われている石があり、地名の由来ともなっているので表に出してやりたいという話を聞いた。令和元年6月定例会会期中に、硯石が近年のゲリラ豪雨の影響で、しだいに埋没していっていると地域の人が心配しているのだが、どこの部署に相談したらいいのかと聞かれて、文化財保護課に連絡した。その後、一緒に話を聞いてほしいと言われて話を聞いた。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「平成30年の6月末に田村議会事務局主任行政専門員（当時の水道部長）から当時の教育部長に、硯石のかさ上げをしたいという要望が望月議員か自治会から来るかもしれないという情報提供があったため、硯石の持ち主が誰なのかを調べるように指示があった。市の土地であったので資産経営課の管理になるが、看板は文化財保護課の管理になる。資産経営課にも、話がきていることは確認した。今年度になって、田村議会事務局主任行政専門員から硯石を動かしたいとの連絡があったので、指定文化財ではないのでよい悪いは言えないが、地元の要望があるかどうかだけは確認してもらいたいとお願いした。また、看板が邪魔であったら動かさないとならないので、改めて連絡をもらいたいという話をした。目的としては、道路の下で目立たない石を目立たせてあげたい。皆さんから見やすいようにしてあげたいという話であった。」と説明した。

須田資産経営課長は、「今年の7月16日に文化財保護課長と資産経営課の課長補佐と担当者が望月議員の議員控え室に行った。硯石というものがシノややぶの中に隠れている状態で、道路からもほとんど見えない状況であり、昔から親しまれていて、地元では大事にしている石なので見てもらえるようにしたいということと、500平米くらいきれいにして平らにするから、その範囲を示してくれという話であったとの報告を受けている。それで、後日、文化財保護課と資産経営課でその範囲を現地に示した。」と説明した。

町田総合政策部長は、「7月上旬に、文化財保護課長から望月議員が硯石の移転をしたいと提案しているが、硯石は市の文化財ではないので文化財保護課としては意見する対象ではないと連絡があった。硯石を知っていたので地元の人たちはどう考えているのかを文化財保護課長に確認したところ、地元は賛成し了承しているという話であったので、そういうことならいいのではないかと発言をした。」と説明した。

(4) 土地使用に関する申請は

田村議会事務局主任行政専門員は、「市有地で山林であり、大石があつて説明板があることから、まずは文化財保護課であろうと考え話をした。」と説明した。

須田資産経営課長は、「7月16日に話があつて、それ以降書類的な手続きはしていない。」と説明した。

(5) 地鎮祭について

※ 参加者(6人)： 望月議員、田村議員、島田文化財保護課長、田村議会事務局主任行政専門員、XXXXXXXXXX、神主

望月議員は、「施主は望月建設であり、ボランティアで行ったので費用はかかっていない。案内は口頭で高木市長と田村議員にした。島田文化財保護課長への連絡は田村議会事務局主任行政専門員に依頼した。自治会長には市から連絡をしたと認識している。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「地鎮祭の2、3日前に望月議員から言われて、年次休暇を取って参加した。供物は望月議員がXXXXXXXXXXがしたと思うが、確認はしていない。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「案内は7月16日であり、案内状のようなものはなく、口頭で望月議員から聞いた。施主がだれであるかは知らないが、行政でないので議員がしていると認識している。」と説明した。

町田総合政策部長、須田資産経営課長は、ともに「地鎮祭への案内はなく施主がだれかも把握していない。」と説明した。

田村議員は、「案内はなく、行って初めて地鎮祭を知った。施主は、望月議員の

知り合いの方なのか。御神酒などが上がっていたが、その費用の負担についてはわからない。」と説明した。

■は、「市の教育委員会から直接案内が来たのだから、施主は市であると思った。」と説明した。

(6) 口頭で許可を得たとする日時、許可者、許可内容等

望月議員は、「6月7日、文化財保護課長と補佐に石の掘り起こしの趣旨と概要を説明して許可依頼をした。■の了解がなければと考え、■等にも確認をとってほしいとの話をし、資産経営課との調整も依頼した。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「指定文化財ではないので、文化財保護課で許可をする立場ではない。資産経営課であると推測していたが、どのタイミングでこういった形でということはわからない。」と説明した。

須田資産経営課長は、「7月16日には、掘り起こしをするということが決まっていたという認識で、そのために地鎮祭をしたり、一定の範囲を示してくれという話であり、草刈りをし目印をつけた状態であった。」と説明した。

町田総合政策部長は、「移転の許可については、教育委員会部局のことではないと報告があったので、そういうことかと考えていた。内容や手順についても把握していない。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「手続きについては承知していない。」と説明した。

(7) 作業内容の確認状況と市長を含む上司への報告は

望月議員は、「7月16日に、島田文化財保護課長、資産経営課の善養寺課長補佐、後藤主幹と細かい打ち合わせをした。その時に駐車スペースの話をした。無許可ではない。市で杭を打ち、草を刈り、やっていいと言われて、私は重機を持って行ったので手続きは100%している。市長も29日の地鎮祭には来る約束をしていた。」と説明した。

高木市長は、「この件について報告があったことは一切ない。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「作業にあたっては、重機を操る作業員が1人いて重機は2台あった。上司への報告は、上毛新聞に掲載された記事を見せたのが初めての報告だと記憶している。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「望月議員が重機に乗って作業を始めたが、自分はあまり進まないうちにその場を離れたので、その後の作業については確認していない。地鎮祭が終わった後に教育部長に報告をした。」と説明した。

須田資産経営課長は、「いつ、掘り起こしをするのかは聞いていなかったので新聞を見て状況を知った。部長には、地鎮祭を行うことや経過については話をしたが、

許可に関してではなく、一定の範囲を示す対応をするという話をした。」と説明した。

町田総合政策部長は、「石の移転については、やるという話だけでそれ以上のことはなかった。整地をするに当たって草刈りをしてほしいという要請があり、協力してやってくれと文化財保護課長に指示をした。教育長には、こういう案件があるが、教育部の許可案件ではないことは伝えた。市長には報告はしていない。」と説明した。

(8) 市長は、硯石の掘り起こしについていつ知ったのか。

望月議員は、「6月23日の溝呂木地区の防災訓練のところで、市長に硯石を掘り起こしたいのだけどという話をした。」と説明した。

町田総合政策部長は、「市長は知っていたと思うが、詳しい報告がなければ大変忙しいのでそういう意味なのかなと思う。」と説明した。

(9) 市、及び自治会は作業内容を承知していたのか。承知していた内容は

田村議会事務局主任行政専門員は、「市についても、自治会についても、周りの草を刈り石を持ち上げるのだという認識しかなかった。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「田村議会事務局主任行政専門員から硯石を動かしたいという連絡があったので、指定文化財ではないのでいい悪いは言えないが、地元の要望があるかどうかだけは確認してもらいたいということをお願いした。」と説明した。

須田資産経営課長は、「作業内容は具体的には承知をしていない。草にまぎれて硯石の上の方がちょっと出ている状況は承知していたが、具体的な大きさとかは承知をしていなかった。」と説明した。

町田総合政策部長は、「最初に話を聞いたときに地元はどう思っているのかを聞いたところ、承知しているということだったのでそれ以上のことは確認していない。」と説明した。

■は、「電話で硯石を上に出ると教育委員会から聞いた。」と説明した。

(10) 草刈り、目印等を付ける作業について

田村議会事務局主任行政専門員は、「地鎮祭の場で初めて草を刈ったことを知った。7月16日の打ち合わせの中で、何台かの車を止められるようにしたいのだという話は聞いていた。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「7月16日の打ち合わせのときに、地鎮祭をやる、駐車場の土地を借りたいという話が出て、資産経営課が呼ばれた。翌日、教育部長から電話で資産経営課と話をしたが、草刈りをするよう言われた。それを指示と受け

取り、7月22日に草刈りをした。時間的には2時間弱、文化財保護課は看板と石の周り、資産経営課は杭を打つ位置を出すためその草刈りをした。草刈りは職員がしたので費用負担は市の予算ということになる。」と説明した。

須田資産経営課長は、「作業は7月22日に行ったが、私は現場に行っていない。」と説明した。

町田総合政策部長は、「整地をする場所を所有者の市が当てつけておいてくれ、草を刈ってくれという話であった。作業は7月22日であったと聞いた。草刈りの作業時間や作業内容は把握していない。」と説明した。

田村議員は、「すごい草だと聞いていたが思ったほどではなかったので、事前に草刈りがされていたんだとわかった。」と説明した。

■は、「市が事前に行った草刈り作業について、呼ばれて立ち会ったということはない。」と説明した。

(11) 硯石の掘り起こし作業について

望月議員は、「約80トンある石をまっすぐ上に上げることはできないので、スロープを付けて2台のパワーショベルで引っかけて引き上げた。石の位置はわざわざ移動したのではない。私の技術では目一杯であった。石は1メートルくらいから風街道のほうにあった。スロープをつけてずった。元のところに戻すという考えは一切なかった。車を停めて休んだりできるという考え方があり、今の位置が一番いいと思った。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「地鎮祭が終了して、すぐに望月議員と社員が重機2台で作業を始めた。まずは、大石の周りの土をどかしてということで掘っていた。掘ったのは2メートルくらい。それでも底が見えず、びくりともしないのを見ていられないというところもあって帰った。30日の夕方には作業が完了したという話を聞いた。」と説明した。

田村議員は、「望月議員とほかの作業員がいた。大型重機とそれより小さい重機があった。炎天下の中で、望月議員がまずやっていたのだが、石が思ったより大きくてたぶん作業ができなかったのだと思う。それで後日ということで引き上げてしまったので、それ以降の内容についてはわからない。」と説明した。

■は、「2台の重機で望月さんとその従業員がやっていた。私は1時間くらいで帰ったので、後は知らない。」と説明した。

(12) 市の立ち会いはあったか

田村議会事務局主任行政専門員は、「文化財保護課長が立ち会ったと思っている。直接の担当である資産経営課の職員はいなかった。」と説明した。

町田総合政策部長は、「文化財保護課長が同席したというのは承知している。」と説明した。

田村議員は、「文化財保護課長と議会事務局の田村主任行政専門員がいたので市が承知しているのかと思ったがそれ以上のことはわからない。」と説明した。

■は、「私は一番最初に帰ってしまったのでなんとも言えないが、立ち会いは、教育委員会の職員と田村議会事務局主任行政専門員がいたのではないかと後はわからない。」と説明した。

(13) 費用負担者、作業員賃金は

望月議員は、「通常いくらかかるかという話はできない。ボランティアでやった。休憩中であつたので、作業員の給料を払っているわけではない。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「直接的にお金は動いていないのかと思う。費用負担ということであれば、重機の使用料、運搬料、燃料代、人夫賃金が考えられるが、ボランティアだということは聞いている。」と説明した。

須田資産経営課長は、「資産経営課では負担していない。負担者は承知していないが、実際に行った人だと思う。作業賃金を資産経営課で払う考えはない。」と説明した。

町田総合政策部長は、「最初からボランティアでしてくれるという話は伺っている。勢多郡友の会なのかと考えていた。作業員賃金については把握していないが、教育委員会からの支出はないと考えている。」と説明した。

田村議員は、「全くそういうことは考えていないのでわからない。」と説明した。

(14) 使用した重機種類、台数、所有者は

望月議員は、「パワーショベル4号 コンマ45のユンボの2台を使った。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「2台みた。あともう1台持って行ったと聞いた。(株)望月建設の社用車であつた。」と説明した。

田村議員は、「2台みた。それだけでは無理だと言っていたので、別の日にほかのが入ったと思われるが実際はわからない。」と説明した。

■は、「2台だった。望月さんとその従業員がやっていた。」と説明した。

(15) なぜ、硯石は損傷したのか

望月議員は、「自分の技術が足りなくてあんなつたのだと思うが、自分の限界であつた。硯石の表面は柔らかいので、一旦上にあげて、硯石の頭の芯を出すときに傷つけてしまった。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「爪でひっかいたという感じだと思う。作業を見ていた中では傷がついたという感覚はなかった。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「最後まで確認していないので推測であるが、思ったよ

り石が大きくてかなり無理矢理重機で引き上げたというところで傷になったのかと思う。」と説明した。

須田資産経営課長は、「引き上げるときかどうかはわからないが、掘り起こしのときについてのものであるとすれば、大きな重機かと想像する。」と説明した。

町田総合政策部長は、「傷はバックホーによるものだと思う。」と説明した。

田村議員は、「その傷もわからなくて、皆さんが傷がというので、それから見に行ったときに気がついた。あれだけ大きな石なので、重機の先が当たったのかなというふうに思う。」と説明した。

■は、「誰がみてもわかるでしょう。私に聞かなくても。」と説明した。

(16) 整地を必要とした理由

島田文化財保護課長は、「望月議員が駐車場を作りたいということで資産経営課に話をしていた。整地はその駐車場のためという認識。」と説明した。

須田資産経営課長は、「最初に話があったときに、皆さんに見ていただく、道路脇にあるので、立ち寄っていただけるような形で引き上げるとともに、駐車場ですからならして車を停めるようなところは造成したいという話があった。」と説明した。

藤川総務部長は、「整地をした理由については市の調査委員会の聞き取りの中で聞いている。硯石を表に出して、駐車場を何台かスペースを取って確保する。看板も移転したというような話であった。」と説明した。

田村議員は、「あそこの五叉路は、交通死亡事故が起きている。その先はずっと山で雑草とシノとで見通しが悪く、そこを整地するとその速度等も変わってくるのでよいことなのではないかと考えた。」と説明した。

■は、「わたしにはわからない。」と説明した。

(17) 硯石が損傷したことをいつ知ったか。上司へ報告したか

島田文化財保護課長は、「30日に説明板の位置確認のため現地に行ったときに現状を知った。すぐに教育部長に報告した。」と説明した。

須田資産経営課長は、「うろ覚えだが、文化財保護課長に聞いたような気がする。報告については定かではないが、引き上げた結果のような話はしたと思う。その損傷に限っての部分ではあるが。」と説明した。

町田総合政策部長は、「文化財保護課長から報告があり、自分もその後見に行った。教育長には傷がついたことを報告した。」と説明した。

藤川総務部長は、「日時は覚えていないが、新聞報道があった後、休日に見に行った。その時点では傷ついたことはわかっていなかったが、こういう形になってしまったのかというような気持ちであった。上司への報告は私からはしていない。」

と説明した。

(18) 報告の仕方

田村議会事務局主任行政専門員は、「上毛新聞に掲載された記事を事務局の職員にみてもらった。報告にはならないがそれが最初だった。市長に硯石のことでこういう提案があるという話はしていない。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「報告はすべて口頭報告であった。」と説明した。

須田資産経営課長は、「ある程度、決定していて実施する方向が出ているという認識であり、いいか悪いかという話は聞いていない。許可については、はっきりと言えないが、状況として案内板が設置されていたことから文化財保護課で把握しているものと思った。地鎮祭についてと一定の範囲を示す対応をすることは所属部長に報告したが、許可という点では特に話していない。」と説明した。

町田総合政策部長は、「口頭ではなく申請を出してもらい、市のものであっても地元の承諾を得るようにし、移転についてもしっかりと関わっていく必要があったと思う。最初に文化財ではないのでそもそも関係ないというような話で、資産経営課もこれは硯石なのだから文化財保護課でやるべきだと、お互いに少し押しつけ合いするようなどころがあったと思う。」と説明した。

藤川総務部長は、「結論としてはまとめられていないが、庁内の聞き取り等の状況を見るとあり得ない手続きがされて、何の文書もない。本人たちの記憶しかない状況である。行政事務を執行するものとしてあり得ないことだと考えている。」と説明した。

(19) 硯石の損傷に関する市の考え方及び今後の対応

高木市長は、「刑法でいう器物損壊に当てはめてということであれば、犯罪の構成要件に当たるかどうか、法律家と相談すべきことだと思う。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「指定文化財ではないというところで、何と言うこともできないが、地元の意見をよく確認していただくのが一番よいのかと思う。」と説明した。

須田資産経営課長は、「結果として傷がついたという話であるが、そういう事実はあると思うが、石の価値については今把握していないので損害という部分については具体的に話せる状況ではない。」と説明した。

町田総合政策部長は、「文化財ではないが傷がついたことは確かなのでよくなかったと思う。傷は直せないで、地元の方たちの理解を得て大切に扱っていきたいというふうにしか考えられない。」と説明した。

藤川総務部長は、「現段階では、調査委員会を立ち上げたところである。調査委員会では、行政事務の執行手続きについての関連についても調査のポイントにして進める。」と説明した。

(20) 公職選挙法についての考え方

望月議員は、「公職選挙法に抵触するという考え方は一切ない。議員生活を8期もやっているのだから、地盤をなんとかしようという考えは一切ない。これから先も一市民として頑張っていきたいと思う。今回は考えが浅はかだった。今後は、勢多郡友の会の力を借りてやっていきたい。」と説明した。

高木市長は、「寄付行為というのがどういう法律に基づく定義での寄付行為なのかはわからないけれども、それは法律や事実をよく調べて見解を出すべきものだと思う。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「役務、労務が公職選挙法に抵触するおそれがあるという自覚はなかった。望月議員に対してアドバイスをするとか伝えることはなかった。」と説明した。

藤川選挙管理委員会書記長は、「選挙管理委員会は、地方自治法の定めによる選挙に関する事務、それらに関する事務を管理するという規定がされている。併せて公職選挙法にも選挙管理委員会の行うべき業務、権限等が記されている中で、一部の公職選挙法に関する判断、そういった調査は選挙管理委員会自体には与えられていないものであるから、答弁は控えさせていただく。」と説明した。

(21) 職員の責任についての市の考え方

高木市長は、望月議員が作業前に職員が杭を打ったり、草を刈ったりしたのだから許可を得たという判断をしてもやむを得ないのではないかという問いに対して、「財務規則や事務の専決規則に反することだと思うのでしっかりと処分委員会で検討して対応していきたい。」と説明した。

藤川総務部長は、「職員の処分という話も出ているがこういった形でどの程度というものについては、処分委員会を開くことになろうかと思う。」と説明した。

(22) 市長の責任について

藤川総務部長は、「市長の責任という話もあったが、現段階では市長が関わったことはない状況である。ただ、市長の責任は市長が自ら考えることだと思う。」と説明した。

(23) 口頭での報告をしていたことの認識

望月議員は、「私は無許可であの土地に入っただけではないし、市で500平米の杭を打って、草を刈って、それでやっていいですよと言われて重機を持って行ったから、手続き、許可は100パーセント市の了解を得ていると思っている。まして市長も29日には来るということであったから、許可と言ってもどういう許可があったのか私にはわからない。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「たまたま市の土地にある大きな石という認

識から、文書での申請とか許可についての考えには及ばなかった。手続きとしては、まずは文化財保護課なのだろうということで話をし、その後必要があれば何か言ってくるだろうという認識であった。手続きについては認識していなかった。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「予算の関係があるのでありがたいと思った。文書で行わなかったというのはまずかったという反省はある。指定の文化財ではないので、文化財保護課で許可をする立場にはない。どこが許可を出すのかということであれば、資産経営課になるだろうという推測はしている。」と説明した。

須田資産経営課長は、「具体的に掘り起こしていいかという話ではなく、掘り起こす、地鎮祭をするということで話が合ったので、文化財保護課の関わりがあり、26日に地鎮祭という話で急いで草刈りや目印をつけることをやらなくてはという認識であったので、自分の課で判断をするものではないという認識であった。実施することがある程度決定していて、許可というより実施する方向性が出ていたという認識であった。地域の方の声という話も出ていたので、協力するべきという認識を持っていた。当時の感覚としては、そういう状況であるなら市の管理者としては反対する理由はないという認識を持っていた。当時は手続き的なところを強く意識していなかった。敷地は確かに市のものではあるが、土地そのものを貸し付けるものではなかったので、貸し付けには合致していなかったので具体的にどういった手続きが正しかったのか明確に示せないが、市では文書での業務をしなくてはならないという規定があるので、何らかの形の文書で残すべきであったと思う。」と説明した。

町田総合政策部長は、「教育長には教育部局の許可案件ではないと伝えている。市の業務としては文書で行うというのが原則であるが、手続きの様式とか特別な定めがなかったという状況、貸し付けではない案件という認識があった。市の内部での状況の報告、意思判断は口頭で申し入れることがあるが、それに対する市の判断としては書面でやりとりをしていく必要があったと認識している。」と説明した。

(24) 自治会からの要望は

田村議会事務局主任行政専門員は、「直接、自治会の方と話したことはなく、地鎮祭の時に初めて■■■とあいさつをした。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「望月議員または■■■から要望が出てくるかもしれないとの情報提供があった。■■■はこのことを知っているようであった。」と説明した。

須田資産経営課長は、「自治会からの要望としては受けていない。誰がやるかを確認しておくべきであった。その時は認識不足であった。」と説明した。

町田総合政策部長は、「硯石を地元の人はどう考えているのかを文化財保護課長に確認したが、地元は賛同する、了解しているという話であったので、それならば

いいのではないかという発言をした。」と説明した。

■は、「硯石を掘り起こす要望はしていない。市の持ち物であるから要望は出さなかった。市は何もしないで、石があることも知らなかったのに今になって歴史的価値があるなどと言ってもしょうがないでしょう。」と説明した。

（２５）現在の状態への思い

高木市長は、「埋め戻すか、埋め戻さないかは市有地の中のことなので、地元住民からよく意見を聞いて相談して今後のことを考えていかななくてはならないと思う。市の財産であるから、それをどういうふうに運用していくかということは市としてやらなければいけないことだと思う。今回のことで話題になって人が来るから駐車場を整備しろというのは、本末転倒である。」と説明した。

町田総合政策部長は、「現場の保護という意味で、立ち入り禁止措置を資産経営課でやった。看板の保護についても、当分の間はあのままさせていただきたいと思う。」と説明した。

■は、「地元の人みんなよくなったと思っている。あんなに草だらけだったのを見ていないから言っているのだ。硯石を知らなかったでしょう。手入れをしていたらわかるけれども今になって言われても困る。市が砂利でも入れて管理をしてくれたらいいのではないかな。また、石の傷が隠れるように何かを植えて日陰にしてコケが生えるようにすれば見栄えが違う。その方が地元の人にも喜ぶと思う。整地だけをしたのでは、くぼ地だから砂が入っていくだけ。雨が降ると上から来る土砂がすごいから。」と説明した。

（２６）サクラの木を５本植樹し、またその木が取り除かれたのは

望月議員は、「サクラの木を植えたのは自分である。現場で自治会長にサクラの木を植えればという話をしたが、狭いところだから５本も植えればいから後で自分が植えると■が言っていた。だが幾日たっても植えないので、自分の家のサクラの木をこいで行って植え置いた。それで、これをいくらでと自治会長に話をするつもりであったが、その話をする前に問題になったから、サクラの木はまだ人にやるともなんともしてなくて植え置いただけだから、私のものだから持ち帰ると言って抜いてきた。」と説明した。

田村議会事務局主任行政専門員は、「地鎮祭の際に、作業に入る前にここに１０本のサクラの木を植えるんだという話は聞いた。数日たってから望月議員から自治会のほうはまだ植えていないので買ってきたから植えてくるという話を聞いた。」と説明した。

島田文化財保護課長は、「望月議員がサクラの木を５本植樹したことを８月７日に田村主任行政専門員からのメモで知った。９月３０日、市の調査委員会で現地確認をしている時に、望月議員が木を植えたのは自分であるからとその場で抜いて行

った。」と説明した。

須田資産経営課長は、「サクラの苗木があったのは承知している。市の調査委員会で現地に立ち会っているときに持っていったのはこの目で見ている。」と説明した。

町田総合政策部長は、「サクラの木が5本植樹されていたのは知っている。取り除かれたのがいつなのかは把握していない。」と説明した。

田村議員は、「植えているという話は聞いた。植えてからは行っていない。取り除かれたのもわからない。」と説明した。

■■■■■は、「サクラの木が5本植樹されたのは見ていない。取り除かれたのも知らない。」と説明した。

(27) 高木市長と望月議員との連絡

望月議員は、「6月23日の溝呂木地区の防災訓練のところで、高木市長に硯石を掘り起こしたいのだけだと話をした。7月17日の午前11時頃には、東部学校給食共同調理場の地鎮祭の場所で、7月29日の硯石の地鎮祭の話をしたら高木市長は出席しますよと言った。7月28日の夕方6時30分頃、高木市長から公務が重なってしまったので地鎮祭には行けないと電話がきたので、そちらの公務を優先してくれと言った。8月1日か2日の夕方、高木市長が自分の車で私の家に来て、これから硯石を見てから帰ると言った。高木市長は記者会見でこの硯石のことは、はじめて知ったと述べているが、私と市長が話をしていた後、教育長と教育部長がわざわざ硯石を回って見てきたというような話は聞いている。(その場に職員、関係者はいたのかという質問に対しては) 自分の声は通りがいいので聞いていた人はいると思う。」と説明した。

高木市長は、「6月23日の溝呂木の防災訓練に行ったことは承知しているが、防災訓練の場ですからどういう話が出たか記憶はない。7月17日に開催された東部学校給食共同調理場の起工式では地鎮祭という言葉はなかったと思う。からっ風街道のなんとかのほうで、おはらいをするんだという話だった。当然に出席しますとか、しませんとかいう話をした覚えはない。7月28日の午後6時半頃かけた電話では、私的なことと思っていたから、公務があるので出られませんという話をした。それだけのことである。8月1日または8月2日の夕方、望月議員の自宅を訪れたのは、赤城地区で大雨が降った直後だった。大雨の被害はどうかということに立ち寄った覚えがあるが、それ以上のことはない。現実に場所がわからないし、そこに行ったこともない。」と説明した。

6 調査結果

(1) 硯石とは

硯石は、渋川市北橘町赤城山字赤城山24番地1に所在し、渋川市の普通財産

である。硯石は、地域の伝説に登場し、その地域の地名の由来にもなっているが、文化財等の指定は受けておらず、市有地の付属物としての評価にとどまるものである。また、近年のその状態からは、市や地域が大切にしてきたとは言いがたい。

(2) 硯石を掘り起こす目的

硯石の掘り起こしについては、望月議員と地元住民との話から始まった。

望月議員は、地名の由来にもなっている硯石が、シノや雑草が繁茂した中で、その所在すら確認することができない状態であり、道路より低いくぼ地にあるため、今後、土砂等の流入により埋没していく可能性が大きいと考えた。そこで、地域資源として有効活用することを目的に掘り起こし、多くの人の目に触れるようにして、来訪する人の交通安全確保のための駐車スペースの整地等を行うこととした。

(3) 硯石の掘り起こしの経緯

ア 平成30年4月末頃、望月議員は、田村議会事務局主任行政専門員（当時の水道部長）に硯石を掘り起こしたいと伝えた。

イ 平成30年6月末頃、田村議会事務局主任行政専門員（当時の水道部長）は、石北部長（当時の教育部長）に硯石の掘り起こしに関する情報を提供した。石北部長は、島田文化財保護課長に、そのことを伝えて硯石の所有者を調べるように指示をした。

ウ 島田文化財保護課長は、硯石の所有者を調査した後、須田資産経営課長に望月議員の意向と、硯石が渋川市の所有であることと、設置されている看板については、文化財保護課の管理するものであることを伝えた。

エ 令和元年6月6日、望月議員は、田村議会事務局主任行政専門員に硯石を掘り起こして地域の観光資源にしたいが、担当がどの部署になるのかと相談をした。

オ 田村議会事務局主任行政専門員は、島田文化財保護課長に連絡をして、望月議員からの話を聞いてほしいと伝えた。

カ 令和元年6月7日、望月議員は、田村議会事務局主任行政専門員同席のもと、青木文化財保護課課長補佐に硯石の掘り起こしの目的と概要を説明し、その許可と、地元自治会の了解の確認、資産経営課との調整を依頼した。

キ 令和元年7月16日、望月議員は、島田文化財保護課長、田村議会事務局主任行政専門員に同年7月29日に地鎮祭を行うことを伝えた。また、善養寺資産経営課課長補佐と後藤主幹に、硯石の周りの草刈りと駐車スペースとして整地したい約500㎡の敷地の目印として杭打ちの要請をした。

ク 令和元年7月17日、中沢教育長と町田総合政策部長（当時の教育部長）が、硯石の現状を確認し、草刈りの必要性を認め、資産経営課と文化財保護課の職

員が協力して草刈りをすることを決定した。

ケ 令和元年7月22日、資産経営課職員4名と文化財保護課職員4名が、硯石の周りの草刈りと駐車スペースの杭打ちを行った。

コ 令和元年7月29日、地鎮祭と硯石の掘り起こし作業が行われた。

地鎮祭は、午前10時から実施。望月議員、田村議員、XXXXXXXXXX、田村議会事務局主任行政専門員、島田文化財保護課長、神主の6人が出席した。

硯石の掘り起こしは、地鎮祭終了後、行われた。

サ 令和元年8月7日、田村議会事務局主任行政専門員から島田文化財保護課長に、望月議員が、硯石の周りにサクラの木を5本植えたとのメモが渡された。

シ 令和元年9月30日、望月議員が、サクラの木を撤去した。

(4) 硯石を掘り起こすために必要な手続きについて

望月議員は、硯石の掘り起こしについて、文化財保護課及び資産経営課に対し、数度にわたって相談をしてその調整を依頼しているが、その間、市からは、市の所有する普通財産（硯石等）の掘り起こし、草刈り及び整地作業を承諾または依頼する旨の文書等は交付されていない。けれども、令和元年7月17日には、中沢教育長、町田総合政策部長（当時の教育部長）が、硯石の現状を確認し、草刈り及び駐車スペースの杭打ちが決定され、同年7月22日、資産経営課職員4名と文化財保護課職員4名が作業を行った。

これらのことから望月議員は、市が硯石の掘り起こしを許可したと誤ってしまっ

7 付託事件に対する意見

(1) 硯石の掘り起こしについて

ア 地元自治会等からの要望の有無

望月議員から硯石の掘り起こしの相談があった当初から、教育部長も文化財保護課長も、硯石は市の文化財ではなくその価値的なものは認知されていないため、掘り起こしを許可する立場ではなかったとしながらも、地元では昔から大切に扱われてきたと説明しているが、地元自治会等から市に対して正式な文書での要望はなかった。地元の理解と協力は必要であったと考えられる。

イ 行政内の調整について

望月議員は、シノや雑草で覆われ、土砂で埋まっている硯石について、硯石地区に住む友人と話題にしたことから、硯石を広く世間に認知することができればと考え、一昨年の平成30年度に、文化財保護課と資産経営課に相談をしているが、その時は掘り起こしを実行するに至らなかった。

それから約1年後の令和元年6月7日に、改めて文化財保護課に掘り起こしに

ついでに許可と、地元自治会長の了解、資産経営課との調整等を依頼したところから本件は始まっている。平成30年度に硯石の掘り起こしについて相談を受けていたことから考えると、その段階で、主担当課とそれ以外の課の役割をはっきりさせるなどの対応方法を協議し、市の考え方と方向性を確定して、望月議員に対し示す必要があったと考えられる。

ウ 硯石を傷つけた件について

望月議員は、許可を得て硯石の掘り起こしをしたと説明しているが、担当である資産経営課と作業工程などの打ち合わせはなく作業に着手した。硯石は想定よりもかなり大きくて作業が難航したと、望月議員自身もその場に立ち会った者も揃って説明をしていることから、そのまま作業を続行せず、掘り起こす必要性、新たな作業方法などを資産経営課と協議するべきであった。

また、望月議員自身が、硯石を大切なものと思い、地域資源として有効活用したいという目的を持っていたのであるから、掘り起こしには細心の注意をはらうべきであったと思われる。

(2) 許可手続き及び行政事務について

ア 必要な手続きについて

前述の6調査結果の(4)に記載した内容を受け、望月議員が、普通財産(硯石等)の掘り起こしや駐車スペースの整地について、市が承諾した、またはボランティア活動として依頼されたと判断し、作業を行うに至ったことは、致し方なかったと考えられる。

また、望月議員には市の所有する普通財産(硯石等)を借り受けしたいとか、借り受け以外の方法により使用したり収益を得ようとする意思はうかがうことはできないことから、賃貸借契約は成立せず、市の普通財産の貸付には当たらないので、渋川市財務規則に規定された普通財産の貸付に関する諸手続を行う必要はなかったと判断されるが、市は事業実施にあたってより詳細な協議をする必要があったと考えられる。

(参考：渋川市財務規則第194条、第195条)

イ 職員の行政事務への対応について

行政事務の文書処理について、渋川市行政情報等取扱規則第3条には、「事務は、文書によって処理することを原則とする。」と規定されているが、渋川市の行政事務がすべて文書で処理されなければならない規定と解することはできない。そもそも渋川市行政情報等取扱規則は、内部規律として制定された規則であり、規則に違反したからといって法令違反とまでは言えないと考えられる。

文書で処理するとは、内部の意思決定等を文書により決裁し、決定することと

考えられるが、本件については、渋川市財務規則に規定された諸手続を行う必要がなかったことから、事務の執行状況等を記録し、報告する程度の事務にとどまるものであり、調査結果から判断すると、本件の文書作成者は、決裁者である高木市長及び中沢教育長がすでに事務の執行状況を十分把握していると判断し、文書による報告等を行わなかったものと解釈できる。

(参考：渋川市行政情報等取扱規則)

(3) その他

ア 公職選挙法について

硯石の掘り起こしが公職選挙法に抵触するおそれがあるのではないかという意見があったが、特別委員会への付託事件ではないことから議論の対象外とした。

イ 高木市長と望月議員との関係

今回、硯石の掘り起こしが、このように大きな問題となったことは、様々な要因が複合的に重なったためと考えられるが、その最たる要因としては、高木市長が就任して以降、両者の関係はたいへん良好であったと思われていたという背景から、市の職員は、当然、市長も了解していると感じ取ってしまったことが推察される。